

山口大学生協 ミールカード利用規約

第1条 規約の適用

ミールカード利用規約は(以下「本規約」という)は、山口大学生協同組合(以下「当組合」という)が指定する学生証・大学職員証・生協組合員証に機能を付属したICカードを使用し、当組合が運営するミールカードの利用について条件を定めるものです。

第2条 利用目的

申込者本人の健康増進、食生活習慣のサポート等を目的としています。

第3条 利用対象者

ミールカードは生協の組合員を対象としたサービスです。ご利用には生協加入が必要です。

第4条 契約

本規約に同意の上、ミールカード各コースにお申し込みいただくと契約成立となります。契約期間及び利用可能期間は原則当該年度4月1日から翌年3月31日までの期間となります。但し、国際総合科学部はカリキュラムに留学が組み込まれているため、国際総合科学部2年生、3年生に限り半年プランにお申し込み可能です。

(1) 支払い方法

申込時には「一括払い」もしくは「口座振替による分割払い」をご選択いただけます。

(2) 分割払い

分割払いは生協指定の方法でご登録いただきますので、申込者にご案内いたします。頭金を申込金とし申込時にお支払いいただきます。支払い回数と引落日はプランのご案内をご確認ください。

第5条 利用の範囲

当組合は、ミールカードの利用可能期間、1日当たりの利用上限額、利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールカードの利用にあたって必要な事項を定め、掲示等により利用者への周知を図ります。契約者はこの範囲において利用できます。

第6条 利用ができない場合

次の場合には、ミールカードの利用ができないこと及び未使用期間に対する金額の補償等がないことを予め承諾するものとします。

(1) 利用可能店舗が営業していない日及び営業時間外

(2) 営業予定日に災害発生や気象警報発表による大学の休講措置、大学行事や学事変更、施設点検に伴う停電等により、やむを得ず営業を休止する場合

(3) 大学からの指示により構内立ち入りが制限、禁止されている場合

第7条 ICカードの紛失・汚損等・不携帯による対応

ICカードの紛失・汚損により利用できなくなった場合は、利用者は所定の学生証再発行手続きをおこなった上、生協指定店舗(吉田キャンパス: 福利厚生施設FAVO、常盤キャンパス: 工学部ショップ、小串キャンパス: 医心館ショップ、以下「生協指定店舗」という)にて仮カードの発行をうけ、仮カードでミールカードを利用することができます。

ただし、本人の過失による仮カード紛失の場合は、発行手数料2,000円(税別)をいただきます。

精算時にICカードを不携帯の際には、現金にてお支払いください。後日ICカードを持参しての再精算はできません。

第8条 目的範囲外の利用禁止

ミールカードはご本人様の食事を守るためのサービスですので、以下の行為については禁止とさせていただきます。

(1) 他人への貸与等

他人へのICカードの貸与はできません

(2) 本人の食事以外への使用

他人の食事への利用(いわゆるおごり)はできません。ご本人が食事されるものに限りです。

(3) 不正利用の処分

不正利用が判明した場合はミールカードの一時利用停止処分を科します。停止期間中の補填等はありません。

第9条 次年度への継続特典(繰越サービス)

契約期間の満了後は、1年単位で更新をおこなうことができます。その場合、2月末時点の累計利用額が各コースで設定された繰越基準額に満たない際には、繰越基準額から2月末時点の累計利用額を差し引いた金額(以下「繰越金」という)を、翌年度のミールカード提供金額から減じた額を支払うことで申込が可能です(繰越サービス)。なお、繰越サービスの適用は指定された期日までの申込に限ります。

(1) 繰越金の算出

繰越金は2月末時点の累計利用額で確定するものとし、3月中の利用額は繰越金に一切影響を与えません。

(2) 卒業者への対応

契約期間中に卒業する場合(次年度山口大学の大学院進学を除く)、繰越金の100%を振込にて返金します。

(3) その他

次年度申込において、繰越金が申込金額を上回った場合には、その差額返金はありません。

第10条 契約内容の変更・停止・解除

1. コースの変更

契約期間途中でのコース変更ができます(契約期間内1回に限ります)。変更の際には、申込金額の差額をお支払いいただくか、生協ウォレットへのチャージにより返金とします。

(1) 申込金額の差額計算

1日当たりの利用上限額が低いコースから高いコースに変更の場合は、申込金額の差額をお支払いいただきます。

1日当たりの利用上限額が高いコースから低いコースに変更の場合は、申込金額の差額を生協ウォレットへのチャージにより返金します。

2. 利用停止

分割払いの契約において毎月指定日に口座引落ができなかった場合、予告なしに一時的にミールカードの機能を停止します。また停止期間に使用できなかった分についての補填等はありません。

3. 解除

次の何れかに該当する場合は契約解除となります。

(1) 契約者が当組合の組合員資格を失った場合

(2) 口座引き落としによる分割払いでの契約において、支払いが滞った場合(この場合の滞納された支払い分については、ミールカードの利用状況に関係なくお支払いいただきます。)

(3) 他人への貸与等、不正行為をおこなった場合。

第11条 途中解約

中途退学・休学・傷病での長期入院等により利用できなくなった場合には、生協指定店舗で途中解約を受付けます。

(1) 解約日

月末を解約日とします(日割り計算をおこないません)。

(2) 返金額計算

解約日の翌月以降を未使用期間とし、未使用期間に対する金額(申込金額の月割り/100円未満は切り捨て)を返金します。

分割払いの場合は、年間支払い予定金額の月割りとします。

(3) 手数料

1年間の契約期間中に途中解約をおこなう際は、解約事務手数料として3,000円(税別)をお支払いいただきます。

(4) 返金方法

原則として契約者の保護者様の銀行口座に振込にておこないます。その際の振込手数料はご負担いただきます。

第12条 本規約の変更

当組合は変更を必要とした場合、本規約を変更することができます。この場合、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。なお本規約の変更・廃止は当組合の理事会の決議によります。

(1) 店舗での掲示

(2) 当組合ホームページ及び生協Webサービス「maruco」

第13条 解釈等

この規約に定めのない事項及びこの規約の解釈に疑義が生じた場合は、当組合の理事会が決定します。

附則 本規約は2022年12月1日から施行します。